

第3回東大阪市人権尊重のまちづくり審議会議事録

日時

令和4年9月2日（金）午後4時30分から午後5時30分まで

場所

東大阪市本庁舎 18階研修室

出席者

東大阪市人権尊重のまちづくり審議会委員

潮谷会長、茨木副会長、安西委員、濱田委員、松村委員、峯委員、村岡委員
事務局

世古口人権文化部長、長谷人権文化部参事（人権室長事務取扱）

清水人権啓発課長、人権室人権啓発課：菜嶋、山本、川見

会議次第

1. 東大阪市人権尊重のまちづくり条例改正（案）について
2. 東大阪市人権尊重のまちづくり条例の見直しについて答申（案）
3. その他

会議の公開及び傍聴人の数

公開／0人

内容要旨

潮谷会長

今回は、答申の内容について決めていく回になるので、答申案について最後のご意見を出していただくという形になる。遠慮なく発言いただけたらと思う。また、条例の改正案についての文言等に意見あるかと思うので、その辺りも確認していただけたらと思う。それでは条例の改正案と、東大阪市人権尊重のまちづくり審議会答申案について、一括で事務局より説明をお願いします。

事務局

（東大阪市人権尊重のまちづくり条例改正案、東大阪市人権尊重のまちづくり条例の見直しについて答申案について説明）

潮谷会長

条例改正案について事務局で説明があったように、細かい言い回しは答申を踏まえて市の方で検討するような形になるかと思うので、条例の条文について、ここを入れて欲しいというような意見はもちろん言っていただいて結構だが、すべてが反映されるわけではない。重要なのはむしろ答申案の方で、この会議の中で重視したい点というのをしっかり盛り込んでおいて、それを材

料として条例を作って、今後、計画なり、方針なりというような具体的な内容を作っていくというのが、私達の方向性かと思う。条例の方も、答申案も含めて、議論いただけたらと思う。まず二名の方から意見いただいているので、出された意見について何か補足等あれば、言っていただけたらと思う。

松村委員

前回の議事録も読んだ中で、こういうのがあればいいなというのを送らせていただいたが、是非この審議会場で、示されている条例の新しい案について、必要なものがあれば審議会として入れていければと思っている。また、現行の条例案でも、施策が展開できるという話であれば、計画とかそのあたりできちっとやっていけばいいと考えている。

潮谷会長

前回の議論の中において、条例の中で、細かい人権課題であるとか対応を入れていくよりも、方針や計画を、毎回ブラッシュアップしながら作っていく方がいいという結論になった。条例の場合、議会を通すところで動きが遅くなることもある。人権問題というのはその時々で様々な問題が出てくるので、対応を考えたときに、方針等に入れた方がいいという説明があったかと思う。ただ松村委員が出した、定義の問題や、救済、市長をもとにして対応や助言というところの位置付けは、今までの議論の中でもあまり入れてないところなので、その辺りを案の中に、どういふふうに入れるか。例えばこういう意見もあったということで、入れてもいいと思うし、人権問題解決でいうとそこは本当に重要なところ。ただ、ここまで踏み込んでいるというのはなかなか他市でもないかと思うが、段階を追ってということを考えてもいいと思う。あと、細かい項目や、この項目入れた方がいいという意見もいただければと思う。濱田委員はいかがか。

濱田委員

個人的な意見をちょっと書かせていただいた。それぞれによって、困っていることは多々あると思うが、小さな子どもは自分たちから言えない。周りの大人が見つけてあげないと。はやく保護してあげないといけない事例がたくさんあると思う。そういうことを人権擁護の人が動いていると思うが、それをもっと地域に発展して広める方法はないものかと考えている。

潮谷会長

子どももそうだし、大人であっても、生活の困難や困りごとは自分で訴えることができないこともある。相談や啓発の部分、繋がりが大事じゃないかと思った。そういう意味で、松村委員の方からも、教育だけ整えるのではなくて啓発も入れて欲しいと入っていた。そのあたりも、入れてもらえたらと思っている。先週、障害者権利条約の見直しが行われ、国際的にもチェックが入っている。その中でもやはり日本社会における交流の少なさなどが指摘されている。濱田委員の、小さい頃からいろんな活動に関わっていくというのを入れて欲しいと思う。他に答申案で、松村

委員から、「はじめに」のところの下から2行目、「施策の実施を通じて、」の後に、「差別や人権侵害に有効な施策を展開し」という意見。実際にきちんと施策を推進展開するということ。追加でいいのではないかと思う。(一同同意)ではこの意見を採用し、より進める形で表現できると思う。あと今までの議論の中で出てきた意見を答申ではまとめていただいているが、何か追加で入れたほうがいいというところはあるか。

濱田委員

人権の窓口がはっきりわかっていない。市役所に電話したらここに回してくれるとか振り分けしてくれる窓口がまずしっかりあって欲しい。DVで逃げている人で、東大阪市から大阪市のシェルターを紹介してあげられるようなところがあればいいと思う。

潮谷会長

その辺り相談体制被害救済という形で入れている部分で表現することになるかと思うが、明確に、窓口の強化とかがあった方がいいのか。東大阪の場合は、人権相談の窓口が市の中であって、荒本と長瀬の人権文化センターが人権相談で動いているので、そのあたりも入れた方がいいと思う。実はつい3日ほど前、荒本人権文化センターと一緒に人権相談、勉強会をしたが、やはりすごく困難な事例を抱えている。20年間対応している事例だったが、それだけやっているというのを、あまり市民が知らないのではと思った。少し荒本と長瀬の人権文化センターの強化などを入れた方がいいかと思った。あそこがなくなってしまうと、人権対応というのがより困難になる。

茨木副会長

濱田委員また、松村委員の意見にはすごく賛同はしている。ただ、今日は副会長という立場でいますけど、それとは別に人権擁護委員もやっていて、人権擁護委員は法務省から大阪法務局、東大阪支局と各部署があり、そこでいろいろな人権相談、先ほどの障害者、老人問題、女性問題、子どもの問題などをすべて取り上げている。組織的には、人権擁護委員の数が非常に多い。多いからできるかどうかかわからないが、各々対応している。市で、人権相談の部署を作るのは最良、最高だと思うが、その前に、大阪法務局に特設・常設人権相談があり、主に多いのは電話の対応が多いが、そこではいろいろな相談をやっている。昨日、大阪法務局の人権相談の担当をしていて、その中で、例えば電話でも人権擁護委員会のやり方というのは、子どもだけの人権相談の電話番号ももちろんポスター等で周知をしているが、子どもの人権、また女性問題の人権、それと何でもというかみんなの人権問題という部署があり、そこへ電話したら、解決とまではいかないが、相談した人の大半が喜んでくれている現状がある。昨日、たまたま相談していたときに、ハラスメントの被害を受けているという方の相談があったので、その対応をしたが、非常に難しい事案で、その場の対応では、法務局の職員、心理アドバイザー・カウンセラーと、私と3人で1人の方の相談をするという体制をとっている。非常に人権問題は数が多くなってしまって、そ

の場での対応收拾は非常に難しい部分もある。例えば東大阪市民にとっての人権とか、同和問題とかというのを絞りながらであればできないことはないのかもしれないが、本来人権問題は、それだけではなく、いろんな分野がある。法務局は、その分専門的に長けているので、相談しながらいろいろやっていけばいいと思う。元に戻るが、ハラスメントについては確かにその場では非常にハラスメントを受けていて、困っているということで、法的にそれを訴える意思がもしあるのであれば、弁護士会館にある法テラスの紹介を提案させてもらった。いろいろなパターンがあると思うが、非常に深いというか、いろいろ答えも出てくるので、そのあたりは市で、体制ができていけばいい。今後相談体制は必要だと思うが、ぼちぼちいかないといけないと思う。いつも思うが、人権問題は、啓発がやっぱりメインでなければならないと思っている。まず啓発から順序良く潰していって、人権問題にならないような、方策をみんなで考えるというのが一つの方法かなど。人権擁護委員をしていて思っている。急速にマルカバツか、良いとか悪いとかという問題ではないと思う。

潮谷会長

荒本と長瀬だけでなく人権擁護委員も、地元でいろいろな相談を受けて、問題解決されているし、法務局を通じて府下でも相談対応をされている。そのあたりを少し触れていくというのもあってもいいのではと思う。

事務局

ぜひ答申案の中に、今の人権擁護委員のことや、相談窓口の充実や、PRの充実などを入れていただくといいと思う。それから副会長の発言があったように、人権啓発の部分を入れようというのは、松村委員からも提案あったことから、そのあたりの文言を考えていただいて、答申という形で入れていただくと、濱田委員の意見の趣旨も反映できるかと思うので、ご検討いただきたい。

潮谷会長

今の意見を相談体制の中に入れていくのと、人権教育というところに啓発も含めて入れていく形で答申を作れたらと思う。他にいかがですか。松村委員の方から、外国人の人権だけあげているような形になっていて、同じように他も人権課題は出した方がという意見なんですけども。

村岡委員

答申案についての意見ということで、本当であれば事前の意見で記載できればよかったが、ヘイトスピーチの関係で、公共施設の利用の制限、利用許可基準を定める自治体も増えてきたと思っている。人種差別行為目的で公共施設を利用しているのか、許可基準はどうするのか、表現の自由との対立もあるので、非常に難しいところもあるかと思うが、そういったところも、答申案の主な意見のところに入れていただければと思う。

潮谷会長

ヘイトスピーチのことも外国人の人権では触れられていますが、もう少し幅広い意味で、今他のところでも問題になっているし、意見の中で書けたらと思っている。

村岡委員

施設の利用ということで行政が関わってくるところなので、その点いかがかなと思った。

潮谷会長

施設利用の制限というところも意見として出ている。あと、この人権課題については触れておくのが良いというのがありましたら。最終的には幅広い人権課題に対応できる方針や計画が必要だということを入れたほうがいいのかと思っている。その方法としてこれっていうのがあれば言っていただければと思う。

松村委員

こういう人権政策でいうと、様々な人権分野の課題がどういったもので、東大阪の、例えば女性を取り巻く人権の問題とは何なのか、障害者を取り巻く問題は何なのかみたいなことが書かれていくのかというので、外国人の問題だけが出ていたので、それ自体は非常に重要なことだと思うんですが、その他東大阪に関わっての女性や障害者や部落問題、何か課題があるなら審議会の中から、載せていけばいいのではと思った。とても大事なことを載せているだけに、他のテーマも載せていく方がとてもいいのではと思った。また、答申案の「はじめに」のところで、三法に触れて社会全体の人権の課題の解決となっている。しかし、今回条例で新のところの前文では、前文の真ん中の三法のことにも触れて、社会全体の人権意識の高揚となっていて、答申案はすごく広くさらにその問題というのを、制度や慣習や構造の問題も含めた表現になっているものが、条例では意識だけで狭められているというのが気になる。だからもし可能なら、広めの解釈ができるようなものの方がいいと思った。差別問題が結構市民の方々の中には市民の方の問題ではなくて、割と学校教育とかでも、狭義に人権のこととかを意識の問題だけに置き換えられてしまって、それが思いやりや優しさみたいなことになってしまう。そうではなく、最近三宮へ仕事で行った時に、たまたま近くの量販店にフラッと行ったら、もう入口から所せましと商品が並べられていて、車椅子利用者がまず店舗に入られない。そういうことはもちろん意識を高めていくことで、これではいけないという気づきに繋がっていく面もあると思うが、やはりいわゆる制度設計やその事物、慣習などが、特定のマイノリティ性を有する人の権利を侵害している側面があるという広めの解釈ができる表現の方が好ましいと思った。この三法に触れているだけに、そのような表現をされてはいかがか。

潮谷会長

条例文と答申の「はじめに」の整合性も大事かと思う。これだけではなくて、解決に向けてとい

うところを入れたほうがいいということだと思う。答申の方は解決というふうに入っている。逆に、答申の方の人権意識の高揚というのは抜けている。実際に条例改正になって、指針とか、計画という形で動き出して欲しいというのが、皆さんの願いなので、解決というところが大事かと思う。条例でも検討になるが入れていただければと思う。ほかいかがですか。今の話でいうと先ほどの外国人の人権、インターネットも入っているが、それ以外にもヤングケアラーの問題やDV、女性、貧困等、そのあたりを列挙しておいて、こういう課題は現在の課題でもあり、東大阪の中でも重大な課題としてあるのだというのを出していければと思う。またその中で、抜け落ちがあれば良くないので、皆さんに確認してもらう機会があればと思う。ほかいかがか。

峯委員

松村委員からの人権啓発に関する具体的な提案をという意見というのは、施策展開や体制のあり方で出た意見かと思うが。

潮谷会長

もう少し前に出した方がいいということかと思う。施策体制の中にも、もちろん入れておいて、人権教育・啓発というセットで出してそこでも入れた方がいい。やはり行政中心に、社会の困難について啓発を出していった方がいい。今まで出た意見が入ってはいるが、見え方もあるかと思う。ほかいかがか。安西委員、人権擁護活動をしていて、東大阪の中で特徴的なこととか。

安西委員

相談窓口をもっと突っ込んで分かりやすくアピールしてほしい。市政だよりにはしっかり載せているが、たくさん項目中の一つなので非常にわかりにくい。もう少し前向きに分かりやすく載せていただければと思う。

潮谷会長

相談の場所も2か所あり、東大阪の特徴的な部分でもあるのでそういったことも出していければと思う。であれば、今出てきた意見、複数あって整理も大変だが、事務局の方で一旦整理していただき、内容については私と副会長の方で一度確認し、皆さんにももう一度確認いただいてから、次回、答申として市長に渡す機会にしていきたいと思う。そのあたりの修正については皆さんの協力をいただければと思う。今回、欠席の委員もいるので、そこからも意見を出していただくようにと思っている。それでしたら、今回の審議はここまででよろしいか。(一同同意)